

高濃度PCB廃棄物の処分状況について

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、変圧器・コンデンサー・安定器などの電気機器等に広く使用されておりましたが、人体への影響から昭和47年に製造が中止されました。

その後、長らく処理されてきませんでしたでしたが、平成13年に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、国がPCB廃棄物の処理計画を策定し、処理施設の整備や処理費用の助成などを行い、処理を推進しています。

PCB廃棄物は濃度により、高濃度と低濃度に分類されており、高濃度PCB廃棄物について、昨年度末に計画的処理完了期限を迎えました。届出等により本市が把握しているものについては、概ね処理が完了しています。

1 高濃度PCB廃棄物の処分に向けたこれまでの取組

(1) 保管状況の把握

市内で発生したPCB廃棄物については、保管する事業者が本市に届け出なければなりません。届出が行われないおそれもあったため、国が示した方法でアンケート調査や立入検査により保管状況の把握に努めました。

(2) 処分期間までの対応

保管事業者に対して、国や処分先であるJESCOと連携を図りながら、処分期間までに処分を完了するよう必要な手続の実施を働きかけました。

(3) 処分期間後の対応

処分期間を過ぎた後に発見されたPCB廃棄物については、計画的処理完了期限までに必要な手続を行うよう指導しました。

また、手続を行わない事業者に対しては、法に基づく改善命令を発出し、命令に従わない場合には、行政代執行により処分しました。

(高濃度PCB廃棄物の種類別の処分スケジュール)

	～R3	R4	R5	R6	R7
変圧器等 処分先：JESCO東京	処分期間 ※1	計画的 処理 完了 期限 ※2	事業終了準備期間 ※3		
蛍光灯安定器等 処分先：JESCO北海道	処分期間		計画的 処理 完了 期限	事業終了準備期間	

※1) 事業者が処分しなければならない期間

※2) 処分期間内に処分を行わなかった事業者に対し、本市が行政処分や行政代執行により処分を完了させる期限

※3) 国が事業終了に向けて準備を行う期間。計画的処理完了期限をもってPCB処理施設における受入れを中止し、それ以降は施設の解体・撤去を進めていく計画でしたが、現在も暫定的に受入れが継続されています。

2 高濃度PCB廃棄物の処分状況

(1) 変圧器等の処分状況

処分期間を過ぎた令和4年度以降に新たに発見された22台も含め、届出等により把握した累計約9,500台は処分が完了しています。

(2) 蛍光灯安定器等の処分状況

処分期間を過ぎた令和5年度以降に新たに発見された約300台も含め、届出等により把握した累計約170,000台は処分が完了又は完了見込みとなっています。

(3) 行政処分・行政代執行

横浜市内の貸倉庫を借りていた事業者が高濃度PCB廃棄物を残置した事案において、改善命令を発出し、行政代執行による処分を行いました。

また、公道上で高濃度PCBのコンデンサーが発見された事案において、保管事業者を判明できなかったため、行政代執行による処分を行いました。

3 今後の取組

国は、計画的処理完了期限をもって処理施設における受入れを中止し、それ以降は施設の解体・撤去を進めていく計画でしたが、現在も暫定的に受入れが継続されています（令和7年度末までには、受入れが終了する見込み）。

処理施設における受入れが終了した後には高濃度PCB廃棄物が発見されないことがないように市内の業界団体を通じ、保管状況の再確認を周知します。また、新たに発見された場合には、法に基づく処理を指導するとともに、手続を行わない事業者に対しては、改善命令を発出し、命令に従わない場合には、行政代執行により処分します。

【参考1】主なPCB廃棄物



【参考2】低濃度PCB廃棄物の処理の促進

処分期間が令和8年度末までであることから、事業者に対し、改めて、低濃度PCB廃棄物となる電気機器等がないか調査を促すとともに、処分に向けた手続を説明するなど、処分期間内の処分を進めていきます。